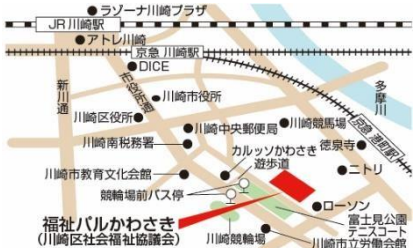
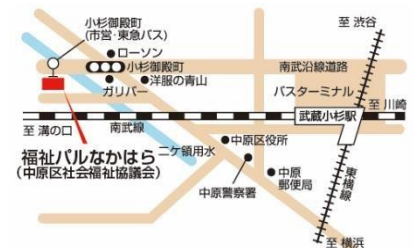
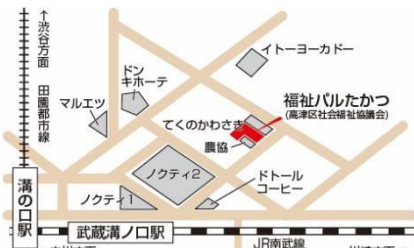
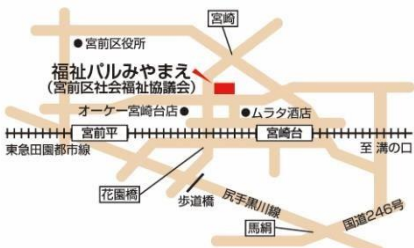
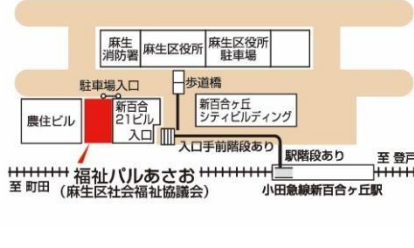


○成年後見制度の相談について

お住まいの区のアんしんセンターにご相談ください。

川崎区あんしんセンター 〒210-0011 川崎区富士見 1-6-3 読売川崎富士見ビル B-1 棟6 階 福祉パルかわさき内 電話：245-1144 FAX：211-8741 	幸区あんしんセンター 〒212-0023 幸区戸手本町 1-11-5 さいわい健康福祉プラザ 福祉パルさいわい内 電話：556-5082 FAX：556-5577 	中原区あんしんセンター 〒211-0067 中原区今井上町1-34 和田ビル 1 階 福祉パルなかはら内 電話：722-6122 FAX：711-1260 
高津区あんしんセンター 〒213-0001 高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3 階 福祉パルたかつ内 電話：812-5833 FAX：812-3549 	宮前区あんしんセンター 〒216-0033 宮前区宮崎 2-6-10 宮崎台ガーデンオフィス 4 階 福祉パルみやまえ内 電話：856-5788 FAX：852-4955 	多摩区あんしんセンター 〒214-0014 多摩区登戸 1891 第3 井出ビル 3 階 福祉パルたま内 電話：933-2411 FAX：911-8119 
麻生区あんしんセンター 〒215-0004 麻生区万福寺 1-2-2 新百合 21 ビル 1 階 福祉パルあさお内 電話：952-5711 FAX：952-1424 		



社協イメージキャラクター ななふく

○成年後見支援センター事業に関する問い合わせ

川崎市社会福祉協議会 川崎市成年後見支援センター

〒211-0053 川崎市中原区上小田中 6-22-5

川崎市総合福祉センター6 階

電話：044-712-8071 FAX：044-739-8738

E-mail：kouken@csw-kawasaki.or.jp



あんしんセンター便り

令和5年6月
第6号

令和3年7月に川崎市成年後見支援センターが開設され、3年度目に入りました。成年後見支援センターでは、川崎市における権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築を推進するため、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つの機能を実施しています。今回は、令和4年度の活動を報告します。

本号の2・3面の特集記事は『専門相談』と『専門職派遣』についてです。ぜひ、ご活用ください！



①広報

- ①センターの広報
地域包括支援センター、障害者相談支援センター、医療機関、相談支援機関等、計350箇所に直接広報
- ②市民向けリーフレットの配架依頼
郵便局・川崎信用金庫・JAセレサ川崎の市内全店、行政機関、医療機関、相談支援機関等、1,000箇所以上に広報
- ③市民向け研修（2回）
『成年後見制度について』
第1回（9/14）参加者数42名
第2回（3/7）参加者数30名
※第2回は会場とオンラインの併用開催



市民向けリーフレット

- ④関係機関向け研修（2回）
第1回（7/11）『成年後見制度の概要』参加者数69名
第2回（11/28）『任意後見制度について』参加者数52名
- ⑤各区あんしんセンターによる出張講座 56件（延べ1,163名参加）
- ⑥ニュースレターの発行
3回発行（6月・10月・2月）
相談支援機関および区役所に配布
※市社協ホームページにも掲載
- ⑦成年後見制度パンフレットの配布
4,000部作成。相談支援機関、区役所等行政機関などに配布



成年後見制度パンフレット

②相談

- ①初回相談件数 1,019件
※令和3年度の相談件数は723件
- ②申立支援件数 126件
※申立に繋がった件数 69件
内訳：補助7件、保佐26件、後見36件（うち日常生活自立支援事業利用者7件）
- ③専門相談 53件
内訳：弁護士19件、司法書士22件、社会福祉士12件
こんな相談がありました…
（弁）制度を利用しての不動産処分、相続、訴訟など
（司）将来の備えのための任意後見や任意代理。相続、不動産処分のための制度利用など
（社）障害のある子どもの親亡き後の後見制度の活用、身寄りが無く将来の制度利用など



- ④専門職派遣 15件
内訳：弁護士7件、司法書士7件、社会福祉士1件
こんな派遣がありました…
（弁）制度利用にあたり、民事信託等との整理の助言
（司）将来のことがまとめきれない高齢者に制度の必要性、死後のことなど課題に助言
（社）後見人候補者を検討する中で、専門職後見人選定について助言

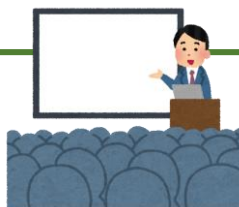
令和5年度の研修等のおおよその予定については4面をご覧ください！



川崎市社協キャラクター ななふく

③利用促進

- ①申立書書き方講座（7/11）参加者数69名
- ②市民後見人養成
第6期市民後見人養成研修 基礎研修の実施
14名受講 ※今年度開催の実践研修に12名受講
- ③市民後見人フォローアップ研修
2回実施（6/30・12/13）参加者数延べ58名
- ④成年後見制度シンポジウム（2/25）参加者数30名
※シンポジウム後の士業相談会 相談件数15件
- ⑤受任調整会議
受任調整1件（6月）
※専門職の候補者を推薦しました
- ⑥専門職後見人等候補者チラシの配布



専門職後見人等候補者チラシ

④後見人支援

- ①親族後見人向け研修 2回実施
6/24・12/12に実際に後見人になっている親族が延べ10名参加
- ②親族後見人支援 1件



ご活用ください！ 専門相談・専門職派遣

専門相談とは…？

成年後見制度全般について、実際に成年後見人等の実務を行っている専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）が相談を受けます。相談料は無料で、予約制（相談時間は45分まで）です。

どんな相談があるの？

弁護士 相談事例

- 認知症のある父親について娘からの相談。「本人に借金があることを知り、債務整理をどのように進めたらよいか。」
⇒後見の申立てを行い、自己破産などについて助言された。
- 認知症のある親について息子からの相談。「自分の兄弟が本人の財産を搾取しているため、どのようにしたら本人の財産を守れるか。」
⇒後見の申立てを行い、専門職の後見人をつけることを助言された。

社会福祉士 相談事例

- 知的障害のある娘の両親からの相談。「自分たちも高齢になり、親亡き後に備えて後見制度で備えておきたいため、どのような支援がされるのか知りたい。」
⇒制度の概要、どのような支援が想定されるか等が助言された。
- 統合失調症のある男性からの相談。「今は父が金銭管理などしてくれているが、高齢のため自身の将来が不安。後見制度を使うと不安が解消されるのか知りたい。」
⇒一定の判断能力があるため、法定後見の概要、日常生活自立支援事業などを紹介された。

司法書士 相談事例

- 認知症のある親について息子からの相談。「施設入所しており、今後の利用料支払いのため自宅を処分するにはどのように進めたらよいか。」
⇒後見の申立てを行い、その後の不動産売却に関わる注意点など助言された。
- 認知症のある叔母について姪から相談。「入院中の病院から連絡を受けて関わり始めたが、今後の生活費等を確保しようにも本人の預金や不動産など財産状況が分からない。」
⇒後見申立を行い、財産調査や財産管理をする必要性が説明され、後見人には財産調査ができる専門職が望ましいと助言された。

専門職相談員からのコメント



弁護士

成年後見制度の利用を具体的に検討している方のご相談が多い印象です。相談者様が抱える課題は「認知症の親が所有する不動産の売却」、「遺産分割」、「障がいがある子どもの将来に備えるため」、「認知症に将来なってしまった場合の備え」など様々です。弁護士として様々な法的紛争を解決してきた経験や成年後見人としての実務経験を活かして、相談者様が抱える課題の解決策を相談室のなかで一緒に考えさせていただきます。



社会福祉士

社会福祉士は福祉相談を業としていますので、親の支援なき後を心配されたお子さんが障害をお持ちのケース、遠方の親族が認知症になった方のケース、身寄りがなく自身の将来を心配して相談されたケースなど色々な相談をお受けしています。専門相談となると、成年後見制度の話に寄ってしまいがちですが、課題を整理すると他の制度で解決可能な場合もあります。この制度を「どのように生活したいか」を考える一手段と捉え、相談をお受けしています。



司法書士

高齢の親御さんの介護費用を心配してお子さんが相談するケース（法定後見制度）、自分の将来に不安を抱えておひとり様が相談するケース（任意後見制度）、浪費家の妹さんのことを心配してお姉さんが相談するケース（障害年金や生活保護などの福祉制度）など相談は様々です。大なり小なり課題を抱えて相談に来られますが、相談室に入った時の沈んだ表情が、相談を終えてお帰りになる時に、少しでも明るくなるよう助言できればと思っています。

専門職派遣とは…？

成年後見制度を必要とする方の支援チームに、後見業務に精通した専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）を派遣し、制度利用の必要性や課題点などに専門的な助言を行ないます。派遣は無料で予約制（派遣時間は1時間）です。

相談受付(包括⇒区あんしんC)

身上保護を考えると社会福祉士？
詐欺被害を考えると法律職？
どちらがいいの？
本人も親族も分からないから お任せって言うし…。



詐欺にあっていて成年後見制度の申立てが急務となっている単身高齢者の方がいます。本人、親族とも申立てに同意していますが、親族は高齢です。個別ケア会議で支援方針の確認と後見人等が決まるまで本人をどのようにして守るかを話し合いたいと思っています。後見人等候補者の選定について迷っているので、あんしんセンターから助言してもらえますか？

あんしんセンターの対応も可能ですが、実際に後見人として活動している社会福祉士に詐欺被害の課題がある方への対応について助言してもらいたいのですが？

そうですね。是非お願いしたいです！個別ケア会議の候補日は…

派遣日は定例ですが調整可能か確認しますね。詳しいケース概要を教えてください。

事前調整(区あんしんC⇒成年後見支援C)

専門職派遣の相談です。概要は…。会議の日程がこんな感じなのですが…。

日程は担当の社会福祉士に確認します。それと【専門職派遣概要シート】の提出をお願いしますね。

派遣当日・個別ケア会議

参加者：親族、CM、包括、介護サービス事業者
～ケースについての情報共有、各支援機関の関りと課題について、今後の動きや役割分担について話し合われた～



専門職派遣
社会福祉士

後見人がつくことで騙されて結んでしまった契約を取り消すことができるようになります。本人の今後の生活を考えた時に、福祉的ニーズが強いと考えられますが、消費者被害等の法的対応も必要ことから、後見人等候補者について、初めは社会福祉士と法律職との複数後見にして、課題解決後に法律職に辞任してもらうことができるかもしれません。また、候補者を社会福祉士にして、後見人等に選任された社会福祉士が、法的な対応のために一時的に弁護士に依頼することもできます。後見人等選任までの間すぐにできる対応として、介護サービスを組み合わせて本人が自宅にいる時間をバラバラにして相手に悟られにくくする方法を取ることができるかもしれません。

その後…

本人・親族と制度、後見人等候補者について改めて確認をして申立て手続きを進めています。個別ケア会議の場で申立に関する支援機関の役割分担の話もスムーズに対応できました。後見人等がつくまでの間の対応などもわかりやすく助言してもらえたのもとても良かったです。

申立て



社会福祉士が保佐人に選任され、課題に対応した。